

令和5年8月10日

【8月10日更新】令和5年7月7日から大雨による被害を受けられた皆様へ

エイ・ワン少額短期保険株式会社

この度の令和5年7月7日から大雨による被害を受けられた皆さまに心からのお見舞いを申し上げます。当社では、この度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

1. 保険金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、可能な限り迅速なお支払いを致します。

2. 継続契約の締結手続きの猶予

お申し出により、一定の継続契約の締結手続きの猶予期間を設ける特別措置を実行致します。

3. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施致します。

○特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のご相談窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口 **0120-965-508**

※ 受付時間：10時～17時まで（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用市町村		法適用日
石川県	河北郡津幡町 (かほくぐんつばたまち)	令和5年7月12日
青森県	西津軽郡深浦町 (にしつがるぐんふかうらまち)	令和5年7月14日
秋田県	秋田市(あきたし) 能代市(のしろし) 男鹿市(おがし) 潟上市(かたがみし) 大仙市(だいせんし)	令和5年7月14日

	北秋田市（きたあきたし） 仙北市（せんぼくし） 北秋田郡上小阿仁村 （きたあきたぐんかみこあにむら） 山本郡藤里町（やまもとぐんふじさとまち） 山本郡三種町（やまもとぐんみたねちょう） 山本郡八峰町 （やまもとぐんはっぽうちょう） 南秋田郡五城目町 （みなみあきたぐんごじょうめまち） 南秋田郡八郎潟町 （みなみあきたぐんはちろうがたまち） 南秋田郡井川町 （みなみあきたぐんいかわまち） 南秋田郡大潟村 （みなみあきたぐんおおがたむら）	
富山県	富山市（とやまし） 高岡市（たかおかし） 小矢部市（おやべし） 南砺市（なんとし）	令和5年7月12日
島根県	出雲市（いずもし）	令和5年7月8日
佐賀県	佐賀市（さがし） 唐津市（からつし） 伊万里市（いまりし）	令和5年7月8日

大分県	中津市（なかつし） 日田市（ひたし）	令和5年7月8日
福岡県	久留米市（くるめし） 八女市（やめし） 筑後市（ちくごし） うきは市（うきはし） 朝倉市（あさくらし） 那珂川市（なかがわし） 朝倉郡筑前町（あさくらぐんちくぜんまち） 朝倉郡東峰村（あさくらぐんとうほうむら） 八女郡広川町（やめぐんひろかわまち） 田川郡添田町（たがわぐんそえだまち）	令和5年7月8日

詳細については下記（内閣府のホームページ）よりご確認ください。
http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上